

シェアードオフィスの利用に当たっての注意事項

公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター

1. シェアードオフィスの利用に当たっては、シェアードオフィス利用許可申請書に添付の事業計画書に記載された事業計画の実現に向け、鋭意努力してください。
2. 事業の実施状況等、センター職員が定期的にヒアリングを実施します。
3. 利用料金は、月5,000円（税抜）です。ただし、コピー機を使用した場合は、別途、使用した分の料金がかかります。毎月センターから請求書を発行しますので、現金または銀行振込により支払をお願いします。
4. センターは、土日祝日のほか、8月13から16日及び12月29日から1月3日の間は、休館となりますので、利用できません。
また利用できる時間は、8時30分から17時15分です。
5. センターは、館内禁煙です。
6. センター内では、他の利用者の業務の妨げとならないよう、十分注意してください。
7. 2階のコミュニケーションルームは、食事や簡単な打ち合わせ等に活用ください。ただし、貸館がある場合は、十分注意願います。
8. 施設を破損汚損した場合には、利用者の負担において原状に回復していただきます。
9. ルール等に違反した場合には、利用停止又は利用許可の取消を行う場合があります。
10. その他、必要に応じて協議をすることがありますので、よろしく申し上げます。